

地方公共団体情報システムにおける 文字要件の運用に関する検討会（第4回）

日時：2023年9月29日（金）13:00～15:00

場所：全国町村会館・オンライン

第4回検討会次第

1.開会

2.議事

- (1) 第3回検討会振り返り
- (2) 「データ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】案」について
- (3) 文字要件に関する関係資料等の公開について
- (4) 同定支援ツール（β版）を用いた実証事業について
- (5) 検討会の延長について

3.その他

4.閉会

第4回検討会資料

資料1 地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会資料

資料2 地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会開催要綱

(1) 第3回検討会振り返り

第3回検討会振り返り

○「データ要件・連携要件標準仕様書」の改定について

- ・経過措置を適用する場合、戸籍と戸籍附票システムについては、具体的な経過措置期間を定めることなく、従来の文字セットが使用されるのか。デジタル化を進めるうえで戸籍についても行政事務標準文字を使用することが必要ではないか。

<法務省コメント>

- 戸籍事務においては、国民からの要望を尊重し、軽微な字形差（デザイン差を除く）を区別して戸籍を編製してきた経緯がある。
- 過去、誤字や俗字については、対応する正字に引き直す方針を打ち出したが、国民からの御意見を踏まえ、現在俗字は使用できることとなっている。
- 文字セットの置き換えは慎重に進めるべき。
- 上記のほか技術的な部分で対応に時間がかかることが見込まれる。

**(2) 「データ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】
案」について**

全国意見照会の結果概要（文字要件部分）

- デジタル庁において、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】（案）に係る意見照会」を実施。
- 全国意見照会は、以下のとおり実施。
 依頼先：全地方公共団体及び標準準拠システムの開発等を行う（予定を含む。）ベンダ
 意見照会期間：令和5年8月30日（水）～ 9月12日（火）
 回答団体（社）数：24団体（24市区町村）、3社から回答。

○ 全国照会意見内訳

項目	回答者		対応		
	自治体	ベンダ	仕様書修正	対応なし	
質問・意見数	39	5	0	44	
内訳	経過措置	14	3	0	17
	補助金	3	0	0	3
	今回改定箇所以外	22	2	0	24

全国意見照会における意見概要

No	項目	主な御意見	対応等
1	経過措置	<p>(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none">・戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムに係る経過措置の期間についても、十分な期間としてほしい。・戸籍システム及び戸籍附票システムに係る経過措置の期間は定めないのか。・戸籍システム及び戸籍附票システムにおける経過措置と戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムにおける経過措置の期間が異なる理由は何か。・「令和5年度中に、デジタル庁及び総務省が別途定める」とあるが、来年度の事業予算にも関係する部分があるため、少しでも早く定めてほしい。	<p>現時点で、戸籍システム及び戸籍附票システムに係る経過措置の期間を定める時期は規定しません。今後、システムの実情を踏まえ、経過措置の期間も見直すこととします。</p> <p>令和5年中を目途に移行スケジュールを把握することとしており、その結果を踏まえ、別途お示しします。</p>

全国意見照会における意見概要

No	項目	主な御意見	対応等
1	経過措置	<p>(ベンダ)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 戸籍情報システム、火葬等許可事務システム、人口動態調査事務システムを1つのパッケージとして一体的に提供しているケースが多いと思われるため、「戸籍システム及び戸籍附票システム、火葬等許可事務システム、人口動態調査事務システム」としていただきたい。	火葬許可事務及び人口動態調査事務は、標準化対象事務を定める政令によって、戸籍事務に追加された事務との位置づけであるため、経過措置の取扱いについては戸籍事務と同様となります。
2	補助金	<p>(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 経過措置の期間終了に伴う追加のシステム改修や業務委託が発生する可能性が高いため、必要な費用についての財源について支援・補助の対象としていただきたい。	御意見として承ります。

全国意見照会における意見概要

No	項目	主な御意見	対応等
3	今回改定箇所以外	<p>(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォントの適合確認をする予定はあるか。 ・文字運用の変更について国として国民への丁寧な周知・説明が必要と考える。 ・移行困難システムに該当し、令和7年度を超える移行期限が設定された場合は、「行政事務標準文字」による情報連携についても、経過措置を設ける必要があると考える。 <p>(ベンダ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体やベンダ毎に作成することになるため、参考ではなく標準フォントとして作成したものを配布するようにはしていただきたい。 	<p>フォントの適合確認をする予定はございません。適合確認試験については、データの属性（データ種別、桁数等）のみを確認対象としております。</p> <p>国民への説明は本検討会の中で検討いたします。</p> <p>移行困難システムの取扱いについては検討してまいります。</p> <p>デジタル庁で作成するフォントは参考フォントとしておりますが、統一的なフォントファイルについても検討してまいります。</p>

「データ要件・連携要件標準仕様書」の改定（1/3）

2.3 文字要件

(1) 文字の標準化により目指す姿

文字の標準化については、(2)に掲げる文字要件を適用することで、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット。以下「行政事務標準文字」という。）を活用する。

標準準拠システムの導入後においては、基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットを行政事務標準文字に一意に同定することで、標準準拠システムを導入する前に地方公共団体がそれぞれ独自に作成した文字、いわゆる「外字」について、行政事務標準文字と同定した文字を利用することにより、当該「外字」を使用せず（※）、また、新たな「外字」も発生させないことを目指す。

※「外字」には様々な定義があるが、ここでは、「使用するシステムに標準で搭載されず、特別に追加で作られた文字であって、ユーザが独自に設定するため基幹業務システム間での連携はできないもの」と定義しており、「外字」を、別の文字コード（デジタル庁が指定したものに限り。）に対応をさせ、基幹業務システム間で連携できる形にすることによって、「外字」ではなくなる、という整理をしたもの。

基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットから行政事務標準文字への同定支援ツール（以下「同定支援ツール」という。）及び行政事務標準文字からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係機関との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。

「データ要件・連携要件標準仕様書」の改定（2/3）

(2)文字セット、文字コード及び文字フォント

各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。））の文字セットは行政事務標準文字（デジタル庁は、文字一覧表を別途定めるものとする。）、各標準準拠システムにおける氏名等以外の文字セットは行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012とし、いずれの場合も文字コードはJIS X 0221:2020とする。

全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、行政事務標準文字を利用する。また、スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012を使用し、独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012を使用することとする。

氏名等の文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。

□行政事務標準文字のうち一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたIPAmj 明朝フォントに実装されている文字については、その字形を参考とする。

□行政事務標準文字のうち初期整備の対象となる、IPAmj 明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁が作成した行政事務標準文字図形を参考とする。

氏名等以外の文字フォントについては任意とする。

「データ要件・連携要件標準仕様書」の改定（3/3）

なお、戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とする。

また、戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とするが、経過措置の期間については、全ての地方公共団体における標準準拠システムへの移行完了の期限を目途とし、令和5年度中に、デジタル庁及び総務省が別途定める。ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、行政事務標準文字を使用することとする。

デジタル庁は、関係機関との連携の下、文字フォントや同定支援ツール及び代替マップの管理運用の環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。

(3) 文字符号化方式

各標準準拠システム間の連携のための符号化方式については、UTF-8とする。

なお、標準準拠システム内の符号化方式については、UTF-8又はUTF-16とする。

(3) 文字要件に関する関係資料等の公開について

文字要件に関する関係資料等の公開について

公開日

令和5年9月6日

公開方法

一斉照会システム

公開資料

- 行政事務標準文字への同定支援ツール（β版）を用いた実証事業案について
- JIS X 0213への代替マップ（β版）
- JIS X 0213への代替マップ（β版）について
- 行政事務標準明朝フォント（β版）
- 行政事務標準明朝フォント（β版）について

(4) 同定支援ツール (β版) を用いた実証事業について

実証事業概要

実証内容

本実証事業では、

(1)同定支援ツールの精度向上、(2)同定できなかった文字の取扱いの検討、(3)印刷の検証を行います。

(1)同定支援ツールの精度向上は、文字情報基盤文字への同定を実施済の自治体（200団体）に御協力いただき、同定支援ツールのチューニング（文字の字形のデザイン差の影響を低減させる処理）を行います。

(2)同定できなかった文字の取扱いの検討は、3自治体に御協力いただき、同定支援ツールを用いて同定できなかった文字がどこで使用されている文字か等を調査、パターン分けを行います。実証事業の中で、3自治体及び有識者からなるWTを設置して、パターン別の文字の取扱いを検討します。

(3)外部の印刷業者にも御協力いただき、印刷の実証を行うとともに、フォントファイルの提供方法や代替マップを用いた印刷についても検証を行います。

公募開始時期

令和5年9月29日

実証期間

令和5年10月下旬～令和6年3月末

実証事業と同定に向けたスケジュール(案)

区分	2023 (R5) 年度				2024 (R6) 年度				2025 (R7) 年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
全体イベント		▲ ツールβ版提供		▲ ツール1.0版提供 ▲ 手順書提供								▲ 標準化完了
自治体同定作業	<p>●同定支援ツール実証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 同定支援ツールβ版を用いた同定 ⇒同定結果の検証 ⇒同定支援ツールβ版の精度向上 ⇒同定できない文字の取扱い検討 				<p>●同定支援ツール本格運用</p>				<p>③自治体への同定支援ツールの提供を通じて自治体の行政事務標準文字への同定を支援</p>			
	<p>①自治体実証</p>				<p>②手順書作成</p>				<p>●自治体の同定支援ツール利用手順書作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 同定支援ツールの概要 同定支援ツール利用の考え方 同定できた文字の取扱い 同定できない文字の取扱い、等 			

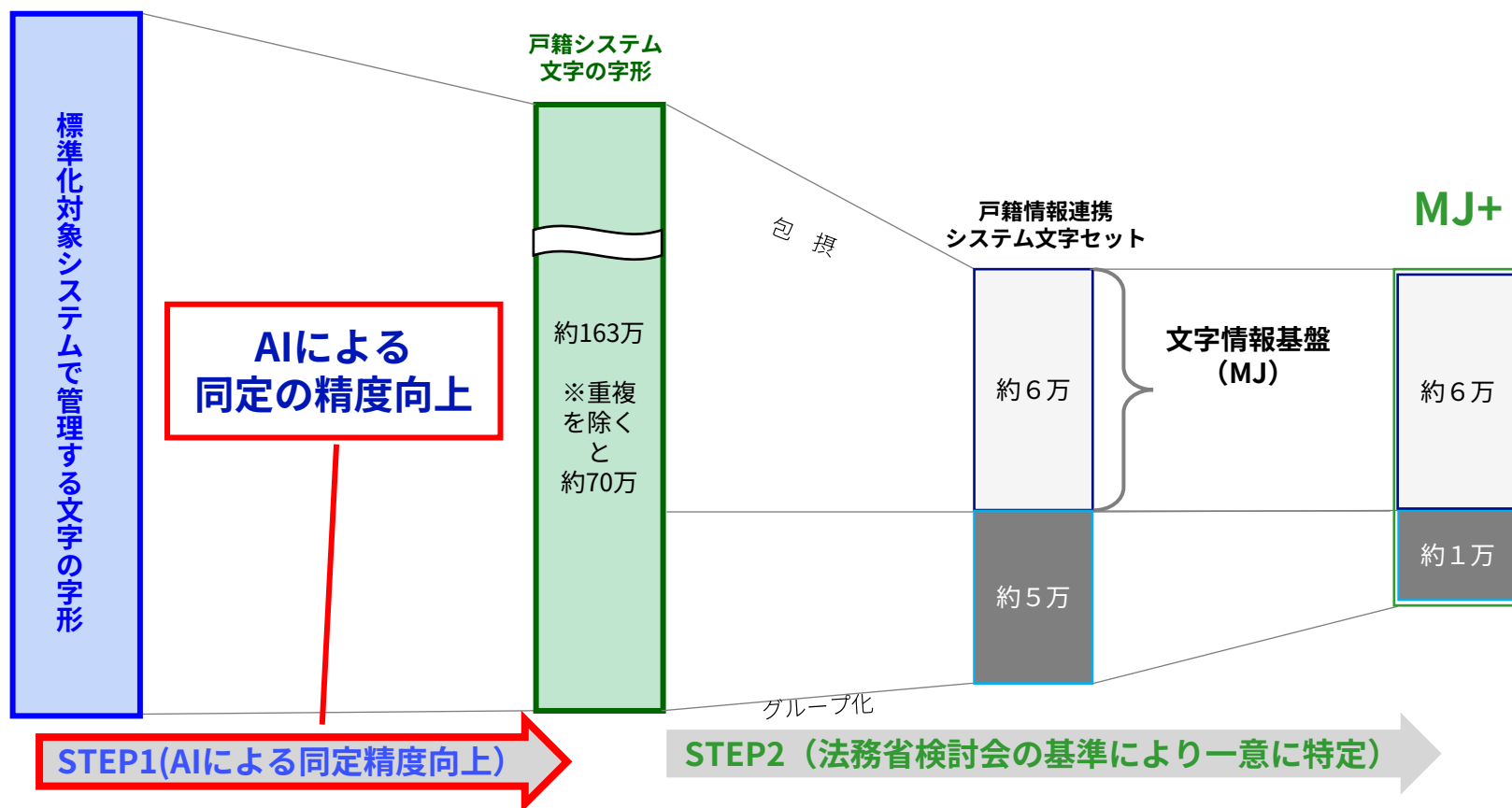
(1) 同定支援ツールの精度向上

●同定支援ツール

●STEP 1：標準化対象システムで管理する文字と戸籍システム文字を同定 (AIによるデザイン差の取り込み)

●STEP 2：戸籍システム文字をMJ+に紐付ける。

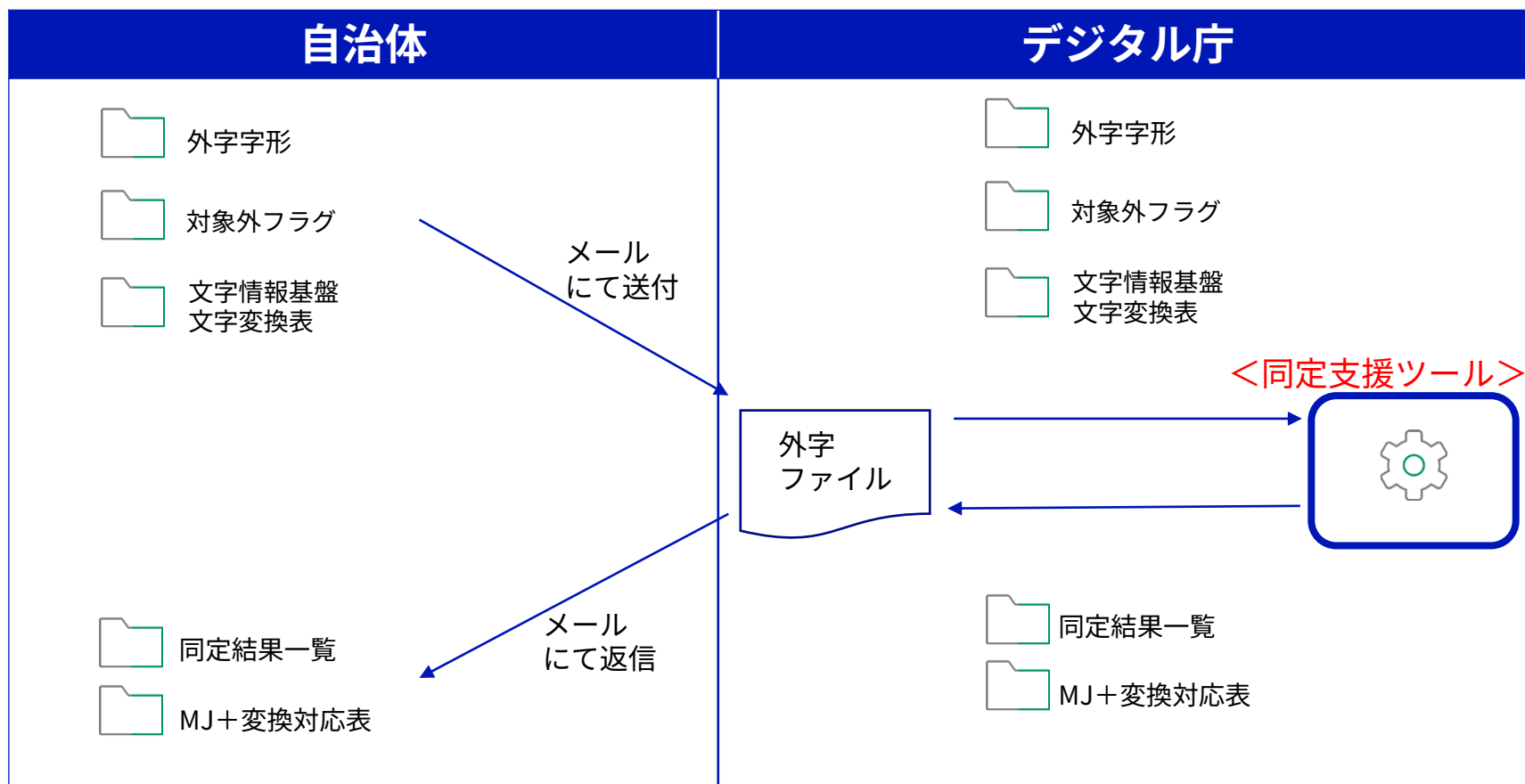
戸籍文字整備事業で整備した戸籍システム文字を戸籍情報連携システム文字セットに変換する「変換表」を活用 (法務省検討会における有識者による包摂規準を踏襲：一意に特定)



(1) 同定支援ツールの精度向上

●同定支援ツール（β版）の利用

- 自治体より外字字形等（ファイル形式はP24、25参照）を送付いただくことにより、「同定支援ツール（β版）」を用いて文字を行政事務標準文字(MJ+)に同定します。
- 実証事業に協力いただきました自治体には、同定結果として同定結果一覧、MJ+変換対応表（ファイル形式はP26参照）を返信します。



(2) 同定できなかった文字のパターン別取扱い検討

【同定支援ツールで同定できなかった文字に対する検討の流れ】

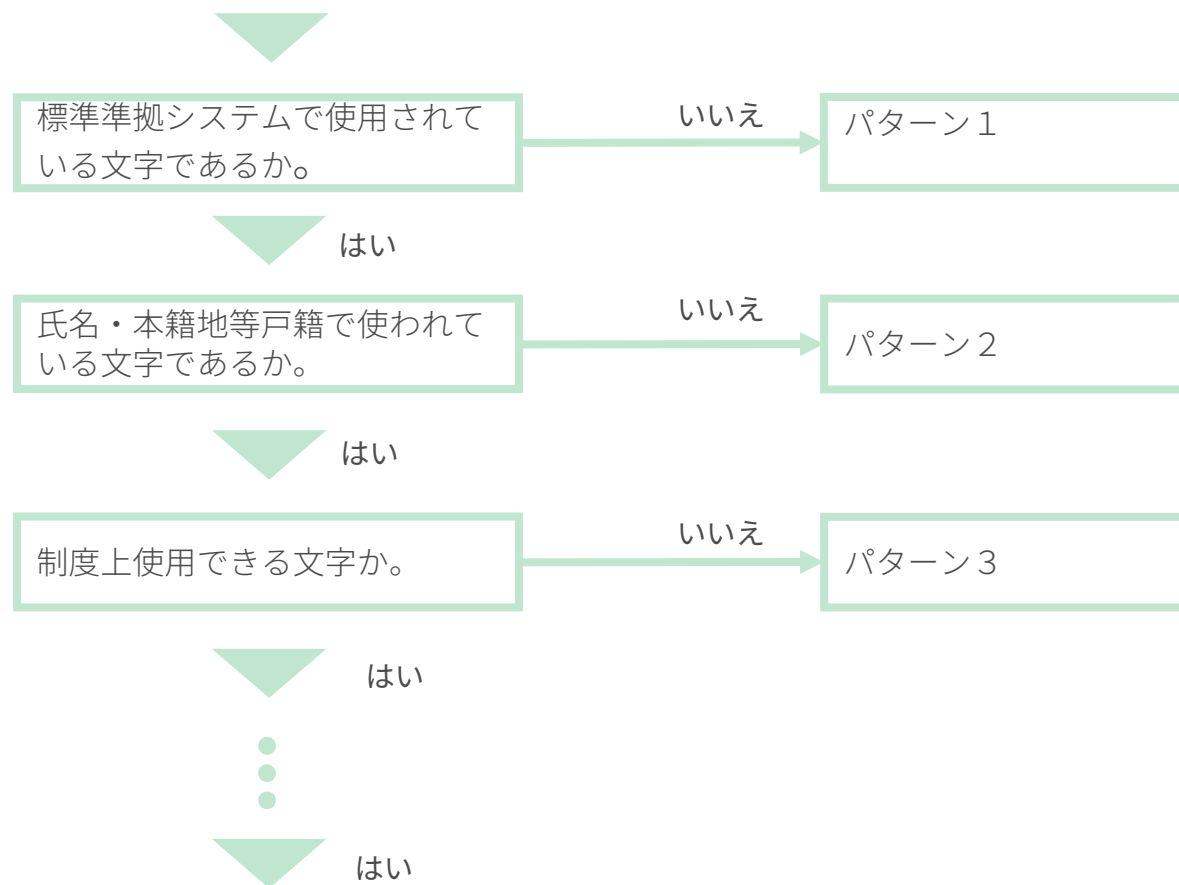
- ① (自治体) 同定支援ツールで同定できなかった文字を受取
▼
- ② (自治体) 同定できなかった文字の調査 (パターン分け)
▼
- ③ (WT*) パターン別取扱いの検討
▼
- ④ (WT・デジタル庁) パターン別取扱いマニュアルの作成

*WT:実証事業内に設置、
実証協力3自治体、文字有識者、自治体有識者より構成

(2) 同定できなかった文字のパターン別取扱い

② 同定できなかった文字の調査 (パターン分け)

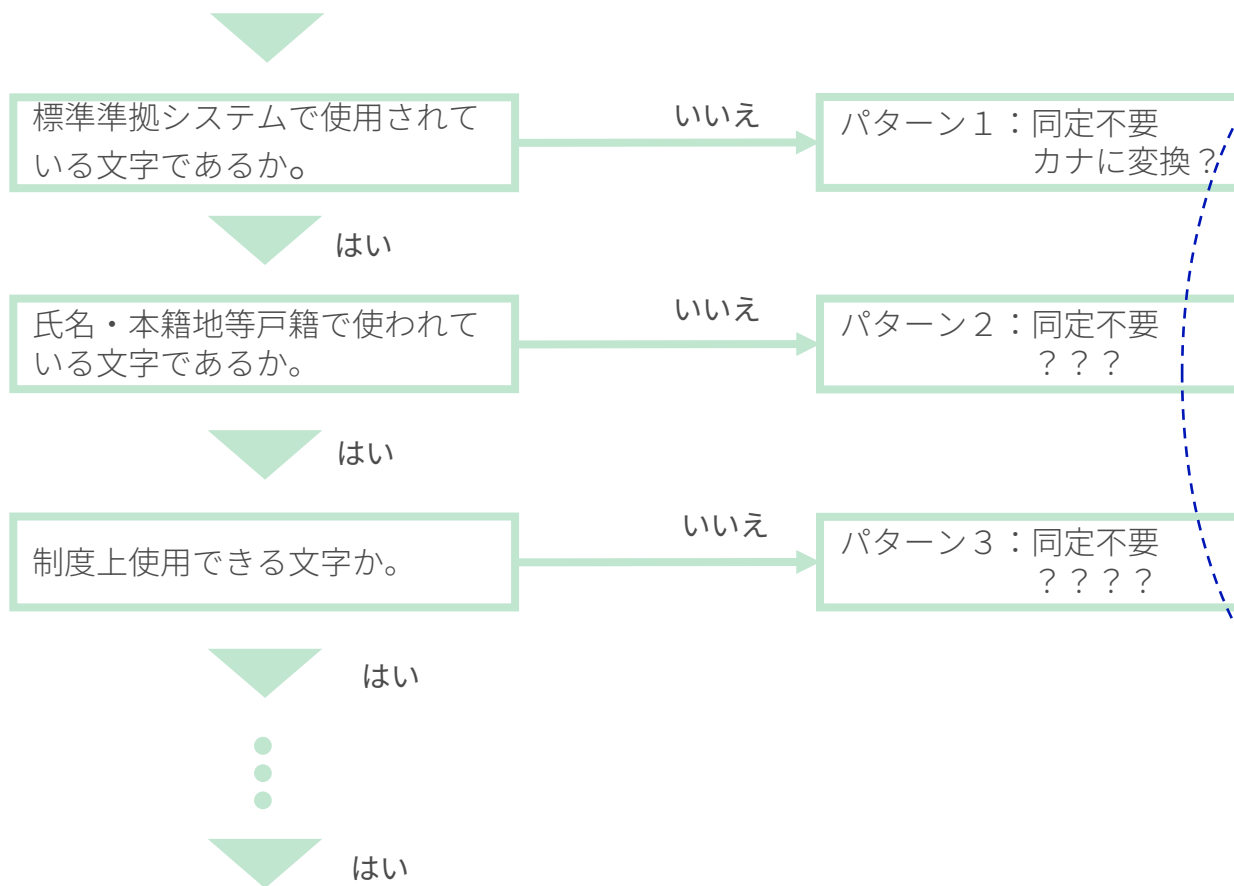
同定できなかった文字 (取扱いイメージ)



(2) 同定できなかった文字のパターン別取扱い

③ WTによるパターン別文字の取扱いの検討

同定できなかった文字（取扱いイメージ）



**WT
による
検討**



(参考) 自治体から提供いただく外字情報

1. 自治体から提供いただく外字情報ファイル

項番	情報名	ファイル形式	説明
1	外字字形	TrueTypeフォント形式 (TTE,TTF) 又はPNG形式	基幹業務システムで利用している外字フォント (EUDC.TTE等) 又は画像ファイル (PNG形式)
2	対象外フラグ	CSV形式 (カンマ区切り)	標準準拠システム移行対象外 (使用されていない外字等) とMJ+同定対象外 (記号等) のフラグ
3	文字情報基盤文字変換表	CSV形式 (カンマ区切り)	文字情報基盤文字と同定済の文字変換情報

2. ファイルレイアウト及び条件

(1) 外字字形

① TrueTypeフォント形式の場合

(ア) ファイルレイアウト

TrueTypeフォント形式に準拠

(イ) 条件

文字コードがUnicodeで実装されていること

② PNG形式の場合

(ア) ファイルレイアウト

PNG形式に準拠

(イ) 条件

1文字1画像ファイルとする

サイズは128×128とする

移行対象外 (使用されていない外字等) とMJ+同定対象外 (記号等) は除外する。この場合、(2)対象外フラグは不要とする。

(参考) 自治体から提供いただく外字情報

(2) 対象外フラグ

① ファイルレイアウト

項番	項目名	型・桁数	説明	設定例
1	文字コード	英数字 4 桁	変換元の文字コード (UCS)	"E000"
2	移行対象外フラグ	英数字 1 桁	移行対象外 (使用されていない外字等) の場合に"1"を設定	移行対象: 未設定、移行対象外: "1"
3	MJ+同定対象外フラグ	英数字 1 桁	MJ+同定対象外 (記号等) の場合に"1"を設定	同定対象: 未設定、同定対象外: "1"

② 条件

項目間はカンマ区切りとする

先頭のタイトル行は不要とする

ファイルのエンコードはUTF-8 (BOMなし) とする

(3) 文字情報基盤変換対応表

① ファイルレイアウト

項番	項目名	型・桁数	説明	設定例
1	文字コード (変換元)	英数字 4 桁	変換元の文字コード (UCS)	"E000"
2	文字コード (変換先)	最大英数字 11桁	変換先の文字情報基盤文字の文字 コード	正字の場合: "585A" 異体字の場合: "585A_E0104"

② 条件

項目間はカンマ区切りとする

先頭のタイトル行は不要とする

ファイルのエンコードはUTF-8 (BOMなし) とする

文字情報基盤文字の文字コードが異体字の場合は、異体字セレクタの前に"_" (アンダースコア) を付与する

(参考) 自治体へ提供する同定結果

●MJ+変換対応表

① ファイルレイアウト

項番	項目名	型・桁数	説明	設定例
1	文字コード (変換元)	英数字 4 桁	変換元の文字コード (UTF-8) : E000 ~F8FF	"E000"
2	文字コード (変換先)	最大英数字 11桁	変換先の行政事務標準文字の文字 コード	正字の場合: "585A"、異体字の場 合: "585A_E0104"
3	文字図形名	英数字 8 桁	変換先の行政事務標準文字の文字図 形名	"MJ009215"

② 条件

- 項目間はカンマ区切りとする
- 先頭のタイトル行は記載しない
- ファイルのエンコードはUTF-8 (BOMなし) とする

●同定結果一覧表 (イメージ)

外字		行政事務標準文字			メモ
コード	字形	文字図形名	字形	UCS/IVS	
EA00	蓬	MJ022600	蓬	84EC,E0104	
EA01	塚	MJ030194	塚	585A,E0105	

(5) 検討会の延長について

検討会の延長について

実証事業の実施、経過措置期間の検討、周知広報、国際標準化、令和6年3月の同定支援ツール1.0版公開等引き続き検討すべき課題があるため、以下のとおり検討会を延長させていただきます。

○検討会延長案

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
イベント	意見照会	第4回 β版公開 文字要件改定		第5回 周知広報 国際化		第6回 意見照会		第7回 同定支援ツール1.0版公開 文字要件改定

	議 題 案
第5回	周知広報、国際化の検討について
第6回	実証結果中間報告（同定できない文字の取扱いについて）、文字要件改定案、周知広報、経過措置期間の検討について
第7回	実証結果、文字要件改定、同定支援ツール1.0版公開、検討会報告書について

デジタル庁
Digital Agency